

令和7年 第4回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年5月8日（木）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤 優子      3番：仲摩 茂敏      4番：平 祥尚      5番：佐々木 洋子  
7番：衛藤 眞弓      8番：佐藤 暁史      9番：飯田 祥治朗

推進委員

11番：森 眞一      12番：野田 政春      13番：手島 政弘      14番：佐藤 頼久  
15番：帆足 改門      18番：時松 美智雄      19番：梅木 由紀子      20番：佐藤 勉  
21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員      （農業委員）：7名      （農地利用最適化推進委員）：9名  
欠席委員      （農業委員）：2名      （農地利用最適化推進委員）：3名

<会長あいさつ>

事務局長      今日は農繁期のお忙しい中、第4回の農業委員会の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは早速ですね、始めて参りたいと思います。  
まず委員の皆さんにお願いをしたいと思います。総会での発言につきましては挙手をいただきまして、議長であります、会長の方からですね指名があった後に、番号と氏名を告げてから発言をお願いいたします。これにつきまして、発言につきましては議事録に記載をされるということになりますので、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

また会議中の私語についても行わないようにお願いをいたします。  
併せて携帯電話につきましては電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

本日は農業委員の皆様方が9名中7名出席2名欠席となっております。欠席は1番矢方委員、6番の小田委員が欠席と聞いております。あと、農地利用最適化推進委員12名中でございますけれども、現在のところ8名出席となっております。3名欠席で聞いております。

1名です。ね時松委員については遅れるということで連絡を受けております。欠席は10番多田委員、16番熊谷委員、17番徳永委員が欠席ということになります。

農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は7名です。九重町農業委員会会議規則第七条の規定によりまして、過半数を満たしているため成立することを報告をいたします。

それではこれからの進行を、九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願ひいたします。

議 長

(あいさつ)

それでは只今から報告案件に入ります。その前に、議事録署名委員を2番委員さんと3番委員さんをお願いします。よろしいでしょうか。

一 同  
議 長

はい。

では、よろしくお願ひします。

それではただいまから報告案件に入ります。

報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出による事務局による説明をお願いします。

事 務 局

議案書の1ページをお開きください。

報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容については、ご一読ください。

議 長

はい。ありがとうございます。

報告第10号農地法第18条第6項の規定による届け出についてお願ひします。

事 務 局

議案書の3ページをお開きください。報告第10号、農地法第18条第6項の規定による届け出が4件ありましたので、受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

ありがとうございます。

続きまして報告第11号農地法3条の規定による、許可処分の取消願ひの受理について、説明お願ひします。

事 務 局

議案書の4ページをお開きください。報告第11号農地法第3条の規



国道210号線を〇〇方面に行って、〇〇に入り1km程行くと〇〇小学校があります。もうそこからすぐ近くになります。現地は綺麗に整備されていました。申請理由としては、〇〇さんは現在〇〇市在中で時々しか帰省していないので、管理を続けるのは困難ということで同地区の〇〇さんへの売買ということでした。〇〇さんは〇〇の会社を経営されていて、今後の利用としては、苗木の栽培をされる予定とのことでした。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

3番説明をお願いします。

5番委員 5番佐々木です。〇〇〇君40歳。〇〇〇〇〇47歳です。現地は〇〇から上がりまして、私とこの自宅があります。自宅の目の前の田んぼになります。〇君は昨年父親を亡くしまして、1人でちょっと広い8反ぐらいあるのかな。ちょっと無理だからってということで、うちが一部だけ家の目の前の田んぼだけ引き受けましょうということで、買うことにしました。

議長 ありがとうございます。

番号4番はいけませんので私が説明します。

現地は、九重町から〇〇市に入る境があります。県道621号線〇〇〇内線です。それを、〇〇市の方に入って行って、左側に別荘地があります。その先から左に入った奥です。ここは随分昔に農事組合法人ということで〇〇農園と作って4、50年前ですね、法人で決算が大変だからって〇〇君が一生懸命やっていたのですけど、今度それが贈与ということで自分の方に来るようになったということです。面積的に広いのですけどほとんど何も作っていません。

5番から14番は、太陽光発電の下に採草地を作っているというところですよ。場所は、〇〇を〇〇の方に上がって行きます。民宿〇〇から上がって行きます。そしてそれから今度は、〇〇山の方に登る道があります。それ入って行った奥がそうで。ものすごく広い面積で、このくらい皆さんいらっしゃるんですが、実際私と矢方さんと現場を見に行きましたら、牧草もちゃんと植わっておって採草もしているということで、

これは大丈夫じゃないかなというふうに見て取りました。

以上説明がありました。何か質問がありましたら。ありませんか。

13番委員 いいですか。

議長 はいどうぞ。13番

13番委員 13番手島です。地上権設定これ私も現地を見に行ったことあるんで

すが。以前はこれは賃貸だったんですかね。今回が地上権設定条件を設定するというのでこういう申請ですね。

事務局  
議長

地上権はパネルの部分の設定です。

それでね、下の採草が辞めたら全部撤去しなくてはならないと。

13番委員  
議長

辞めたら。辞められんことやね。

結局、なんちゅうか採草若しくは別の野菜とか、なんかそういうふうにも変えればいいんだけど。農地として農業として、それを辞めるとなったら撤去しなくてはいけない取り決めよね。なんかそういうふうで辞められならしい。というふうな話を聞いておりました。

3番委員  
議長

はい。いいですか。

はい、どうぞ。

3番委員

3番仲摩です。これ以前見に行った所のあれでしょう。新しい人はわからんけど。これ以前案に上がってソーラーをして、下を採草地ということやね。

21番委員  
議長

はい。いいですか。

はい。はいどうぞ。21番。

21番委員

牧草は、陰になるので出来るのか出来ないのかって言っていたんですけど、出来具合としてはどんな感じですか。

議長

矢方君と一緒に見に行って、自分も採草しよるのでそれなりに取れるって。ただし、キャビン付きが入らんやろ上があるので。小さなトラクターでやっているらしい。だから結構手間と言いつた。柱が立つとるしね。結構手間じゃあるけど、何かメリットがあるんじゃない。

21番委員  
議長

そこそこ。取れているっちゅうことやね。

それがね、取れているって。自分も加勢に行ったことあると言いつた。行ったらそれなりに出来ています牧草が。高いじゃない普通のソーラーと違って、だから光がそれなりに入るんよね。野菜はちょっと厳しいかなという気がしますが。果物かなんかはいいでしょうけどね。もし採草を辞めたら撤去するのが条件らしい。

他に何かありますか。ありませんか。採決入りますが、その前に○番委員さんだけ先に外ですいません。○番委員さんが退席されましたので、3番について審議したいと思います。先程質問ありませんでしたがいかがでしょうか。なければ採決したいと思います。賛成される方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認されました。

○番委員さん入室をお願いします。

続きまして5番から14番についてまず採決したいと思います。

○番委員さんすいません。退席されました。

先程の5番から14番について採決したいと思います。いろいろ質問ありましたが、もうなければ賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認されました。

じゃ、入室をお願いします。

それでは、1番、2番、4番について採決したいと思います。

質問がないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認されました。ありがとうございます。

次に議案15号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをお開きください。議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第15号（番号1番）を読み上げて説明。

議長

はい。担当委員さんの説明を。

13番委員

はい。

議長

13番。

13番委員

13番手島です。

〇〇〇〇さん年齢は81歳です。場所はですね、〇〇の交差点から〇〇〇〇方面に向かってですね、1.5kmぐらい行きますと〇〇地区に入る町道があります。〇〇の方に入って行きますと集落に着きまして、中程の家が自宅となります。自宅からですね裏山を歩いて行きます。もうまず車が入りませんので、自宅から約300mぐらいですかね行きますと、昨年まで作っておられましたトマトのハウスの水田があります。そこが現地であります。もうハウスは取り壊しております。現地まではですね、軽トラックが入っていかない非常に道の狭い不便な場所でもありまして、本人もですね非常に体調がよくなって、連日病院通いということで、杉の植林をするための申請ということでございます。場所も場所でありますし、非常に不便でありましてもうしょうがないといえますか、問題はなかろうかと思えます。以上でございます。

議長

はい。ありがとうございます。

それでは審議に入ります。質疑がありましたら。ありませんか。

3番委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

3番委員

これ綺麗にしていますけど去年まで植えよったということ。

13番委員

そうです。

3番委員

ほんならこれは杉山にしたいってことですね。他にこの近所で何かを

作るとかいう人は。

1 3 番委員 もう、いやもうまずない。無理でしょう。そういう気にはなるよう所じゃなく。

議 長 軽トラも入らんの。

1 3 番委員 1 m弱。だからクローラとかキャリー、パーカーですね、もうそれしかないんで。

議 長 代掻きとかトラクターとかは。

1 3 番委員 以前は、トマト作る前はねもう本当に以前の話聞いたことあるんですけど、もう耕運機。それで〇〇の発電所のね、ちょうどもう真上ぐらいで。ハウスのすぐ端の方に地震計が設置していました。私達も気付かなかったんですけど。これ定期的に発電所の職員の方が徒歩で上がってきて、それを確認するそうです。そういうことでありました。

議 長 仲摩さんいいですか。

3 番委員 はい、いいです。

議 長 他にありますか。ないようでしたら採決入ります。

賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。この件につきましては、総会では承認することを決定しましたが、大分県の許可案件となりますので意見書をつけて県へと送ります。

続きまして議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について説明をお願いします。

事 務 局 議案書の10ページをお開きください。議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

議 長 議案第16号（番号1番～10番）を読み上げて説明。

ありがとうございます。10件ありますが、これも関係者がいらっしゃいます。規則第11条で退席をお願いするかと思います。

1番からの説明、結局これも私が説明せないけんっちゃろ。もういいやろ。さっきと全く変わらんことですよ。

3 番委員 はい、いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

3 番委員 3番仲摩です。これ、再設定なんですか。要するに3年の期限がきたんですか。

事 務 局 いいですか。

議 長 どうぞ。

事 務 局 この営農型発電っていうのに、農地の転用許可の取り扱いというのがありまして、一時転用期間が通常3年となっていて、認定農業者が担い手とか3要件あるんですけど。そこに該当すれば10年の許可

があります。3年ごとにパネルの部分、支柱の部分の許可申請が必要になります。なおかつ先程会長がおっしゃったように、営農されていないと撤去という要件が入っています。ここは1種農地になりますので、営農型の太陽光発電じゃないと許可が下りない土地となっていますので、営農しない限りは撤去という要件が付いてきます。

議長 これ3年ごとに申請を繰り返してしなくてはいけないということですね。

3番委員 営農型というのは結局牧草か何か植わっている。

事務局 牧草でなくてもとにかく営農していればいいということです。

議長 だから、その果物でも何でもいいんだけど、野菜じゃまず日の加減からしたら無理だろうから。

3番委員 わかりました。

議長 そうということです。他何かありますか。審議に入ります。他になれば賛成の方は挙手をお願いします。

これもまた大分県の許可案件となりますので、意見書をつけて県へと送ります。

続きまして議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用促進計画の承認について所有権、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお開きください。議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用促進計画の承認について、(所有権)。

議案第17号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい。これについて何か質問ありますか。場所は、〇〇集会所の道の反対側です。前回これも承認いただいて、今度は公社から〇〇さんの方に売買というふうになりました。賛成される方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

続きまして議案第18号、農地利用集積等促進計画について。農地中間管理事業は、農地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、九重町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を聞くものです。議案は8件あります。一括で質疑意見を受け付けます。ということですが、これは、14ページからかな。何かここであるようでしたら。

1つね。6番15ページ。〇〇〇市〇〇町の株式会社〇〇〇〇か、これは以前〇〇〇〇っていう〇〇の会社が。場所は〇〇牧野です。〇〇牧野の中で〇〇〇〇っていう会社がキャベツ作ってたんですけど、今度はこの〇〇〇の会社がそこを継いでブロッコリーを作るらしい。そ

ういう話を矢方さんに聞きました。

その他皆さんわからないようなことがあれば。

13番委員

いいですか。

議 長

はい、13番どうぞ。

13番委員

今年度の4月1日から農地利用集積計画、これは中間管理機構が主体となって事務局と、というようなことを聞いているんですけど。以前はね、私達担当委員さんが貸し借りの場合ね、現地確認に行つてそこでお話聞いてしっかりこの場で説明するということが。そしてあと審議して、挙手賛成ということだったんですけど、今回からはもうこれはほんならもう、そういうことじゃなくしてどういうふうに決定していくということになるのですかね。おそらく皆さんもちょっと、私と同じ意見になると思いますけど。

事 務 局

はい。いいですか。

議 長

事務局どうぞ。

事 務 局

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、公社と市町村で行われているものになります。ここに上がっている譲受人の方ではですね、一応要件がありまして、その要件をクリアしている方がここに貸借として上がってくるようになっていきますので、農業委員会としては先程会長がおっしゃられた、18条第3項の規定に基づいて農業委員会の意見を聞くものというふうになっていきますので、そこで何か意見があればこの意見を持って、農林課の担当の方に渡すというふうな流れになっていますので、ここで賛否を問うものにはなっていないところになっています。

議 長

ということは、ここで駄目ですよとはないということやね。

事 務 局

もし譲り受け人がこういう人だから、ちょっとどうなのかとかいう意見があればというふうなイメージになると思います。

議 長

皆さん覚えておいていただきたいことが、この農地中間管理事業というのはもうここで上がってきた以上これ採決はできないということですね。だからこれに対して意見は言える。今まで13番手島さん言われたように、現地確認に今まで行っていたんですが、それもないということになると、この議案書が来た時点でこれやっぱ最初見とかないかんということよね。もう見といて、この人大丈夫かとかいうのはここで意見として言える。だからこれ見てないと言えないということで、皆さんも議案書が来た時点でこの内容を中間管理事業に関しては、前もって見といていただいて、果たしてこの人が適格かというのは考えていただいて、意見として出していただく方がいいということで。そ

- ういうことでいいでしょうか。
- 3 番 委 員  
議 長  
事 務 局  
議 長
- いいですか。これ会社やったら私達が意見を聞くというか相手方が。だから、そういう時はホームページか何か、会社のホームページを見ないと聞きに行けんわね。俺も久留米出身じゃあるけど、ここがどうなのかよく知らない。はい。そういうことでよろしくお願いします。続きまして議案第19号非農地証明願について。説明をお願いします。議案書の17ページをお開きください。議案第19号非農地証明願について。
- 議案第19号（番号1番～5番）を読み上げて説明。
- はい。事務局で説明がありました。それでは番号1番から担当委員の方の説明をお願いします。
- 13番手島さん。
- 13番委員
- 場所はですね、〇〇にあります〇〇署の〇〇出張所。あそこからですね、〇〇〇方面へ約100mくらい行った所にですね、久大本線と国道が交差している高架橋の下ですね。そこから役場の方に約5、60m行った所が場所でございます。この〇〇〇〇さんは数年前からですね、ちょっと体調不良で〇〇市の方で入院をされておまして、現在もう荒れております。管理もされてないので、また管理をされる方も近くにおりませんので、もうこれはしょうがない。そういう状況かなというふうに思っております。以上でございます。
- 議 長
- 20番委員
- はい。続きまして番号2番
- 20番佐藤です。2番目の〇〇〇〇さんですが、写真の19号②の写真を見てください。上の方の写真が〇〇の現地になります。下の写真が〇〇と〇〇〇になりますが、〇〇建設の〇〇場がすぐそばにあって入る道もかなり険しく、見てのとおり木が植わっていますので、耕作物等は出来ないのだからこれについては、春の営農計画書の台帳を見て判明したらしくて申請が上がっております。以上です。
- 議 長
- はい、ありがとうございます。3番は私がせないかな。〇〇〇〇さんは76歳かな。場所は〇〇〇〇の〇〇〇と言うてから一番上の方です。家のすぐそばに今写真がありますがこれは家の裏です。もう何年も前から何も作っとらんでこういう状態です。現在もう、体調が悪いというかこの方ももう〇〇町の方に移ってしもうて、ここは空き家になっています。そういう所です。
- 続きまして番号4番。
- 21番委員
- 21番田吹です。〇〇さんは74歳です。場所は〇〇。〇〇〇ロードから〇〇〇の方に入って行きまして、〇〇の集落があります。それから

〇〇〇から〇〇〇に行く道路がありますね。あれとのちょうど間ぐらいの道路下で川の上っていうか堤防の上。田んぼは結構広く見えるんですけどそんなに広くはないです。入る道がとにかく狭くって、本人なんか体調を壊して、今までぎりぎりの堤防の上をトラクターで行っていたんだけど、もうそれもおぼつかないということで、今回非農地にしたいということです。以上です。

議長  
14番委員

ありがとうございます。番号5番。

14番佐藤です。〇〇〇〇〇さん75歳ですね。場所は国道210号線から県道710号線に入って、〇〇小学校から上がった〇〇地区ですね。写真にありますように、家の前に庭木というか花が植わってしまして畑として利用されていません。そして〇〇さん自身がそこに住んでなくてですね、〇〇県〇〇市に住所があり、年に数回ですね帰って来る。ちょうど4月28日に、職員2人と農業委員、推進員はじめ5人ですね、訪れたときはちょうど〇〇さんが在宅しておりまして、その時詳しく状況聞いたんですけども。家の前は畑として利用されていないし、もう1つ〇〇小学校から川挟んで向い側がですね一番最後のページの写真にありますように、雑木とか茅とかもう5年以上耕作されておりません。現地に行こうとしたんですけども、山に行く所はもう牛が通るような道で、そこは雑木が生えて寄り付きが悪いし線路を越えて耕作するっていうこと自体が非常に困難で、非常に荒れたままになっております。それで非農地証明願いが出ました。

議長

はい、ありがとうございます。

1番から5番まで今説明がありました。何かこれに対して質問がありましたら。ありませんか。ないようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。ではこれは全員賛成と認めて、本件は原案通り決定いたしました。大変申し訳ありません。

先程の第18号、これで採決を取り損ないました。慣れないもので申し訳ないです。1番から8番までの太陽光の件です。

これ一応採決が要ということで賛成の方は挙手をお願いします。違う太陽光じゃない。農地利用推進計画ね中間管理事業この点で賛成の方はよろしくをお願いします。

はい、賛成で。

慣れないもので申し訳ありません。議案は以上になります。